

I 平成9年度社会教育計画

1. 社会教育の目標

高齢化、国際化、高度情報化の進展や週休二日制の定着・労働時間の短縮は、市民の生活・価値観に大きな変化をもたらしている。

このような状況の中で、社会教育は市民の様々な学習（スポーツ及びレクリエーション活動を含む）活動の機会を保障し、奨励・援助するための条件整備をすすめてきている。

今日、市民一人ひとりが自己の充実や生活の向上のため、自発的意思に基づき、自分に適した手段・方法を自ら選んで行う学習活動、すなわち「生涯学習」はあらゆる場所で行われている。

福生市では、平成7年8月に生涯学習審議会の答申を受け、平成8年度推進計画を策定し、生涯学習に関する施策の方向性と、体系化を図っている。もちろん、生涯学習推進施策は市のすべての部局、関係機関が連携・協力し進めて行くものであるが、教育委員会・社会教育部がその推進に大きな役割を果たすことを求められている。

社会教育は、憲法、教育基本法の理念に基づき、今日的課題解決に向けた各種事業を実施するとともに、市民の様々な学習要求に応え、それを教育の課題として、人と人をつなぎ「人かがやくまち福生」を目指します。

2. 基本的な考え方

社会教育は市民の学習権保障の視点から学習機会の提供、施設・設備の整備・充実、積極的な奨励・援助、求めるに応じた指導・助言を行っていく。

○人権尊重教育の推進

あらゆる場面での差別や偏見を取り除き、基本的人権の視点を全ての教育活動を通して貫いていく。

○健康で生き生きとした心と身体づくり

市民が心身とともに健康で充実した毎日を送るために、生涯を通じたスポーツ、レクリエーション活動を推進する。

○青少年がのびのびと育つために

次代を担う青少年が生きがいをもって成長して行くために地域の大人に向けた教育活動を推進するとともに、子どもを権利主体ととらえ、子ども達が仲間の中でともに成長し合える学習機会を設定する。

○市民文化の創造と発信

文化が人間本来の生命の発露であるとの認識に立ち、単なる受け手から市民自らが創造し、発信していくという視点を大事にする。

○文化財の保護と次代への継承

文化遺産の保全、活用を図り、次代へ継承するとともに、地域の歴史的環境、民俗、自然環境等を市民生活の中に位置づけていく。

○国際理解の推進

多様な文化を認識し、理解を深めるための教育活動を開催するとともに、外国人の学習要求と市民の活動をつなげる努力をしていく。

○学校教育、家庭・地域社会との連携

社会教育は、学校、家庭、地域などと連携し、人づくり、まちづくりの視点を教育活動の基本にすえる。

3. 社会教育の体系と主要施策





